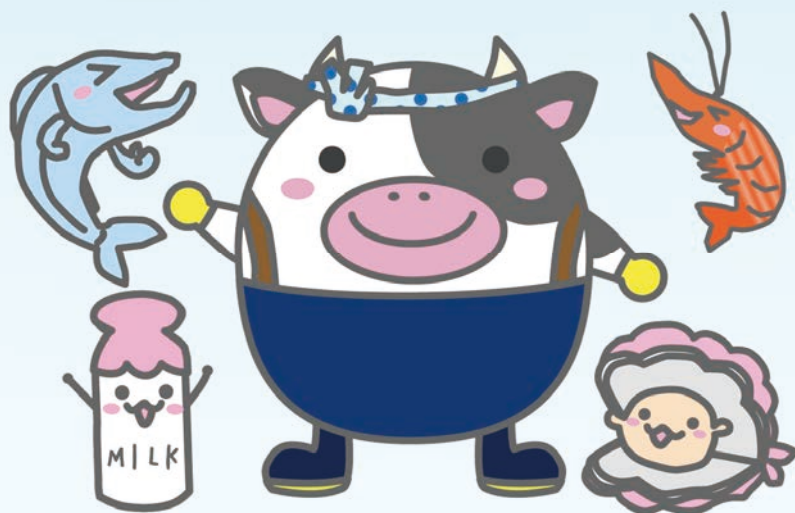


べつかいちょうちいきふくしけいかく 別海町地域福祉計画

がいようばん (概要版)



ちいきふくしけいかく ちいきふくし すす ちゅうしん ちいきじゅうみん さんか
地域福祉計画は、地域福祉を進める中心となる地域住民などに参加
してもらい、ちいきせいかつ かだい あき かいけつ
地域生活の課題を明らかにすることや、その解決のために
ひつよう と く ないよう たいせい かんけい やくば ぶきょく
必要な取り組みの内容や体制などについて、関係する役場の部局や、
いろいろ かんけい きかん いっしょ はな あ おこな けいかくてき せいぞ
色々な関係機関が一緒に話し合いを行って、計画的に整備するための
ものであり、ちゅうみん ちゅうないかい かんけいだんたい じぎょうしゃ しゅかいふくしきょうぎかい
町民や町内会、関係団体、事業者などと、社会福祉協議会
や行政が連携し、それぞれの役割に基づき、ちいき にな て
地域づくりの担い手となる
よう、共に とも ささ いしき たいせつ
支えあう意識づくりが大切です。

べつかいちょう ちいきじゅうみん おも こころ も たが ささ
別海町では、すべての地域住民が、思いやりの心を持ち、互いに支
え合いながらあんしん く めざ ちいきふくし と
安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域福祉の取り
く すす
組を進めます。



1 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての住民が、自分らしく安心して生活するために、その地域に暮らす住民自身がそれぞれの役割をもって、互いに支え合いながら、みんなが活躍できる地域づくりを行うことです。

また、地域の色々な課題を解決していくためには、

- ・ 町民が自分でできることを自ら行う・・・「自助」
- ・ 地域のボランティアや、町内会、自主防災組織などの住民組織が互いに支え合う・・・「互助」
- ・ 介護保険などの社会保障制度やサービス・・・「共助」
- ・ 行政が行う公的サービス・・・「公助」

のそれぞれの取り組みが大切です。

2 SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、経済・社会・環境など幅広い分野において持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27年9月に国連で合意された世界共通の目標です。令和12年までに解決すべき17の「ゴール」を目標に掲げ、目標を達成するための169の「ターゲット」(達成目標)を設定しています。

地域福祉計画では、下記のSDGsの目標に関連付け、この目標の実現を目指すための計画として本計画を位置付けます。



3 計画の期間

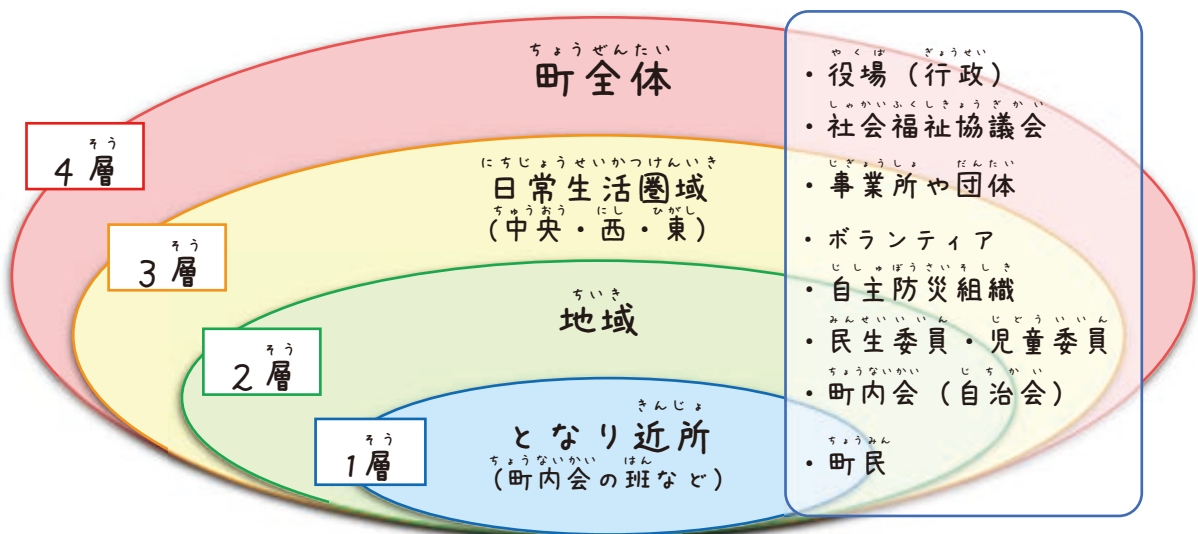
計画期間は、町総合計画の最終年度と合わせて、令和4(2022)年度から令和10(2028)年度までの7年間とします。

年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
別海町総合計画	第7次									
別海町地域福祉計画	-		第1期							
地域福祉実践計画(社協)	第5期	第6期		(第7期)			(第8期)			

4 地域福祉圏域の設定

本計画では、地域福祉を進めるための圏域として、4層に分けて設定しました。

3層の「日常生活圏域」※は、高齢者保健福祉計画で設定している、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、サービスが受けられるよう、地域間の距離や人口、公共施設や集会施設、医療機関やサービス事業所の配置、利便性などを総合的に判断し、設定した圏域です。



※【日常生活圏域】（地域）

- ・中央（別海、奥行、上風連、中西別、中春別、豊原、美原）
- ・西（西春別、西春別駅前、泉川、大成、本別、上春別）
- ・東（尾岱沼、床丹、本別海、走古丹）

5 「障がい」などの表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などの法律用語や施設名などの固有名詞、医学・学術用語などについては、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

また、「障がい者」については、可能な限り「障がいのある人」と言い換えています。

6 計画の基本理念

め 目くばり き 気くばり こころ 心くばり

7 計画の基本目標と施策の取り組み

基本目標 1 思いやりの心と人づくり

町民ひとりが、地域の課題を「自分のこと」と意識して取り組むことができ
世代への福祉教育などを通じて、地域福祉を支える人材を育てるとともに、思い

	町民の取り組み	地域の取り組み
施策 1 地域福祉を支える 人づくり	◆町内会の活動に興味を持ち、協力しましょう。 ◆地域の行事やイベントなどに誘い合って参加しましょう。	◆町内会の活動が理解されるよう周知しましょう。 ◆地域にいる社会福祉の増進に熱意のある人を探しましょう。
施策 2 ボランティア活動 の推進	◆ボランティア活動に興味を持ち、協力しましょう。 ◆自分ができる何気ないボランティアを行いましょう。	◆町民にボランティア活動への参加を声掛けしましょう。 ◆地域のボランティア活動を応援し、受け入れましょう。
施策 3 福祉の学びの場づくり	◆色々な課題に興味を持ち、福祉の正しい知識を学びましょう。 ◆地域の学習会やセミナーなどに参加しましょう。	◆地域福祉に関する学習の機会を作りましょう。 ◆町民に声を掛け、学習会などへの参加を促しましょう。



共に支え合い安心して暮らせるまちづくり

るよう、子どもから大人まで幅広い
やりの心づくりを目指します。

関連するSDGsの目標



事業所・団体の取り組み	社会福祉協議会の取り組み	行政（役場など）の取り組み
◆ 所在する地域への社会貢献活動を行いましょう。 ◆ 従業員などが福祉活動に参加する機会を作りましょう。	◆ 地域福祉に関する情報発信を行います。 ◆ 町民や団体などの地域福祉活動の支援を行います。	◆ 地域福祉団体などの活動を支援します。 ◆ 社会福祉協議会や関係団体などと連携・協力します。
◆ 所在する地域へのボランティア活動を行いましょう。 ◆ 従業員などが、ボランティア活動に参加する機会を作りましょう。	◆ ボランティアセンターとして、活動の支援を行います。 ◆ 情報を発信し、ボランティア活動への参加を促します。	◆ ボランティア活動を支援します。 ◆ ボランティアセンターや関係団体などと連携・協力します。
◆ 従業員などに地域福祉に関する学習の機会を作りましょう。 ◆ 従業員などに地域の学習会などへの参加を促しましょう。	◆ 地域や事業所、団体の要望に応じて福祉講座を行います。 ◆ 地域福祉への理解を深める講演会などを開催します。	◆ ふれあいトーク宅配講座の講師を派遣します。 ◆ 社会福祉協議会や関係団体などと連携します。 ◆ 学校での総合的な学習の時間に、福祉の学習課題などを行います。

日頃から地域の町民同士が互いに顔を合せて支え合えるよう、色々な活動へ
困ったときには誰かに相談し、必要な制度やサービスが受けられる仕組みや関

	町民の取り組み	地域の取り組み
施策 4 町民が集まれる 居場所づくり	◆自分から、あいさつや声掛けをしましょう。 ◆地域の行事やイベントなどに参加しましょう。	◆子どもや高齢者など、みんなが参加できる機会を作りましょう。 ◆居場所づくりをみんなで考えましょう。
施策 5 地域で支える子育て環境づくり	◆子育て中の親子を温かく見守りましょう。 ◆子育て中の方は、悩まずに相談しましょう。 ◆ファミサポ会員養成講座を受講しましょう。	◆子育て世帯を地域全体で見守りましょう。 ◆地域の行事などの参加に配慮しましょう。 ◆民生委員・児童委員と連携しましょう。
施策 6 みんなが活躍できる就労支援の推進	◆求人情報など、就労に関する情報を収集しましょう。 ◆働く意欲をアピールしましょう。	◆就労に関する情報を収集し、地域で共有しましょう。 ◆就労に関する相談窓口を紹介しましょう。
施策 7 困ったときに相談できる体制づくり	◆相談窓口を調べ、困ったときは、遠慮せずに相談しましょう。 ◆近所の人と日頃から会話しましょう。 ◆相談先がわからない場合は、まず周りの人や役場に聞きましょう。	◆町内会や民生委員・児童委員などと連携し、見守りする体制づくりに努めましょう。 ◆困っている世帯のSOSを早く察知して、適切な相談窓口につなぎましょう。

り

の参加を促すとともに、
係づくりを目指します。

かんれん えすでいじいず もくひょう
関連するSDGsの目標



じぎょうしょ だんたい 事業所・団体 の取り組み	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 の取り組み	ぎょうせい やくば 行政（役場など） の取り組み
◆居場所づくりや場所の提供に協力しましょう。 ◆従業員などに居場所づくりへの参加を促しましょう。	◆世代を問わず、親睦や交流を深められる機会を作ります。 ◆居場所づくりの支援を行います。	◆地域のコミュニティ活動や共生型地域福祉拠点※の活動を支援します。 ◆共通する仲間が集まる拠点を作ります。ほか
◆子育て世帯が働きやすい職場の環境づくりに努めましょう。 ◆子ども食堂など色々な子育て支援の活動に協力しましょう。	◆経済的に困窮している子育て世帯への支援を行います。 ◆子育て支援を行う団体などの支援を行います。	◆子育て世代包括支援センター事業を行います。 ◆色々な地域子ども・子育て支援事業を行います。 ◆地域ごとの教育・保育の提供体制を考えます。
◆高齢者や障がいのある人などの雇用を検討しましょう。 ◆働きやすい職場の環境整備を行います。	◆就労できず生活に困窮している人への支援を行います。 ◆就労に関する相談機関や行政と連携します。	◆障がい者施設から物品の調達などを行います。 ◆障がいのある人や高齢者の、雇用や環境整備の体制を考えます。
◆相談窓口となる事業所などは、周知・啓発に努めましょう。 ◆悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、支援につなげ見守る「ゲートキーパー」研修会を受講しましょう。	◆地域の身近な相談窓口として、周知・啓発に努めます。 ◆生活に困窮している世帯への支援を行います。	◆色々な困りごとの相談窓口を設置します。 ◆関係団体などと連携・協力し、困りごとの解決に努めます。 ◆団体などの要望に応じて、ゲートキーパー研修会を開催します。

のある人、子どもなどが、地域住民とともに集い、交流する支え合い活動の場です。

町民みんなが安心して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、健康づくりや
とともに、災害への備えや防犯対策などの取り組みを行い、個人の権利が守られ

	ちやうみんとく 町民の取り組み	ちいきとく 地域の取り組み
しさく 施策 8 かものつういん 買い物や通院など がいしゅつしえんすいしん の外出支援の推進	がいしゅつこま ◆外出に困ったときは、 まわらうだん 周りに相談しましょう。 きんじやがいしゅつこま ◆近所で外出に困ってい る世帯があれば、声を かけましょう。	がいしゅつかつやうじやうほう ◆外出に活用できる情報 などを地域で共有しま しょう。 がいしゅつこま ◆外出に困っている世帯 の把握に努めましょう。
しさく 施策 9 ひつやうしえんう 必要な支援が受け られる環境づくり	にがう ◆日頃からどのような制 度やサービスがあるか 調べましょう。 しえんひつやう ◆支援やサービスが必要 なときは、遠慮せずに 利用しましょう。	ちいきしえん ◆地域で支援やサービス が必要な世帯を把握し ましょう。 ちやうみんせいど ◆町民が制度やサービス を学ぶ機会を作りまし ょう。
しさく 施策 10 あんしんく 安心して暮らせる ぼうさいぼうはんたいさく 防災・防犯対策の すいしん 推進	さいがいさなになんじや ◆災害に備えて、避難所の かくにんしちくぼうさい 確認や備蓄をし、防災 くんれんさんか 訓練に参加しましょう。 ふしんでんわ ◆不審な電話やメールは らうだん 相談しましょう。 ◆「ながら歩き」は避け周 囲に気を配りましょう。	じしやぼうさいあしきかくしやう ◆自主防災組織として学習 かいぼうさいくんれん 会や防災訓練などを行 いましょう。 ちやうみんぼうさいくんれん ◆町民などに防災訓練への さんかうなが 参加を促しましょう。 ちいきみまもふしんしやじやう ◆地域で見守り、不審者情 報を共有しましょう。
しさく 施策 11 けんりまもと 権利が守られる取 組みの推進	にんしやうし ◆認知症サポーターや市 みんこうけんじん 民後見人の養成講座を じやこう 受講しましょう。 ぎやくたい ◆虐待に気づいたら迷わ ずらうだん 相談しましょう。ほか	ちいきぜんたいぎやくたい ◆地域全体で、虐待を許さ ない意識を高めましょう。 しえんひつやうせいど ◆支援が必要な世帯を、地 域で見守りましょう。 にんしやうしやう ◆認知症や障がいなど学ぶ 機会を作りましょう。

づくり

生活しやすい環境を整える
地域づくりを目指します。

関連するSDGsの目標



じぎょうしょ だんたい 事業所・団体 と く の取り組み	しゃかいふくしきょうざかい 社会福祉協議会 と く の取り組み	ぎょうせい やくば 行政（役場など） と く の取り組み
◆バス利用者には運行時間に配慮しましょう。 ◆家族を送迎しやすいよう、勤務時間など柔軟に対応しましょう。	◆高齢者や障がいのある人への福祉サービスを提供します。	◆高齢者や障がいのある人への外出支援サービスの充実に努めます。 ◆社会福祉協議会や関係団体と連携・協力します。
◆事業所のサービスを広く周知しましょう。 ◆制度やサービスを学ぶ機会を作りましょう。 ◆人材育成や環境の向上に努めましょう。	◆福祉サービスに関する情報発信を行います。 ◆介護員拡充のための研修会を開催します。 ◆介護サービスなどの提供に努めます。	◆適切なサービスを受けるための支援を行います。 ◆町民の資格取得などへの支援を行います。 ◆包括的な支援体制整備の事業実施を検討します。
◆防災訓練などに積極的に参加しましょう。 ◆福祉避難所は災害時に備えましょう。 ◆高齢者など様子がおかしいときは、声を掛け話を聞きましょう。	◆災害ボランティアセンターとして、災害時の支援を行います。 ◆町内会や自主防災活動などの支援を行います。	◆地域防災計画に基づき、関係団体と連携します。 ◆マニュアルを作成し、自主防災組織を支援します。 ◆支援が必要な人が、安全に避難できるための事業を行います。
◆差別や嫌がらせ（ハラスメント）、虐待防止の取り組みを行いましょう。 ◆従業員などに対し、成年後見制度を学ぶ機会を作りましょう。	◆行政と連携し、成年後見制度の普及・啓発に努めます。 ◆日常生活自立支援事業を行います。	◆認知症サポーター養成講座を行います。 ◆虐待通報窓口として予防と早期発見に努めます。 ◆社会福祉協議会や関係団体などと連携します。

促進に関する取り組みなどを定めた「別海町成年後見制度利用促進基本計画」の内容です。

「別海町成年後見制度利用促進基本計画」

計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって、自分ひとりで適切な判断をすることが難しい人について、家庭裁判所に選任された成年後見人などが、本人の財産の管理や各種サービスなどの契約を行い、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

町内には多くの高齢者や障がいのある人が生活されており、今後もサービスの利用援助や財産管理、日常生活での支援など権利擁護に関する相談などが増加していくことが予想されます。

成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであることから、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め、主張し、実現することができない人の権利擁護や意思決定を支援するため、「別海町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に向けて取り組みます。

具体的な取り組み

(1) 地域連携ネットワークを構築します。

「地域連携ネットワーク」とは、地域において成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見・把握し、必要に応じた支援に結びつけるために、福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家などの様々な関係機関が連携して支援を行っていくための「地域全体の仕組み(ネットワーク)」です。

(2) 中核機関を設置します。

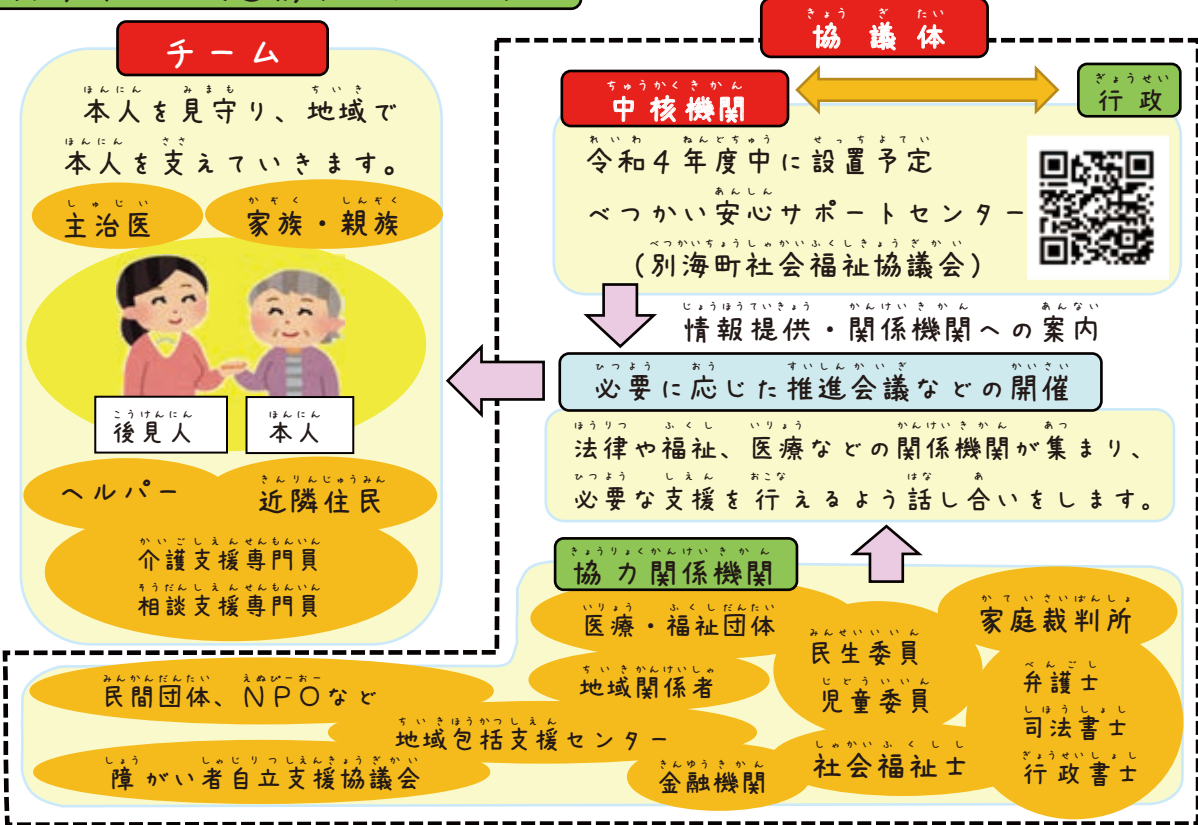
中核機関とは、地域連携ネットワークの中心となって、成年後見制度を必要としている人が、適切に安心して制度を利用できるよう、具体的な取り組みを進めるものです。

本町では、現在「成年後見実施機関」である「べっかい安心サポートセンター(別海町社会福祉協議会)」に、令和4年度中に中核機関を設置し、一体的に権利擁護支援の取り組みを進める予定です。

ち い き れ ん け い や く わ り お よ ち ゅ う か く き か ん き の う
地域連携ネットワークの役割及び中核機関の機能

ち い き れ ん け い 地域連携ネットワークの3つの役割	ち ゅ う か く き か ん き の う 中核機関の4つの機能	ぐ たい て き と く 具体的な取り組み
けん り ょ う ご し え ん 権利擁護支援の ひ つ よ う ひ と ほ う け ん 必要な人の発見・ し え ん 支援	こ う ほう き の う 広報機能 (広く町民の制度理解が進む よう じ ょ う ほう ほ う し ん よう 情 報 を 発 信。)	こ う ほう し ・ 広報誌やホームページなどを通じて じ ょ う ほう ほ う し ん 情 報 を 発 信 す る。 せ い じ し ょ う ち ・ 制度周知のためのリーフレットなどの さ く せ い ほ い ふ 作 成 や 配 布 を す る。
も う き だ ん か い 早期の段階から の 相 談 ・ 対 応 の 相 談 ・ 対 応 た い せ い せ い じ 体制の整備	も う だ ん き の う 相談機能 (相談窓口を設置し、相談支 え ん じ し せ ん も ん し ょ く 援 を 実 施。専 門 職 に よ る も う だ ん か い じ し 相 談 会 を 実 施。)	か く ず い き も う だ ん か い か い さい ・ 各地域での相談会を開催する。 せ ん も ん し ょ く ち い き ほ う か つ し え ん ・ 専 門 職 や 地 域 包 括 支 援 セ ン ター な ど か ん け い き か ん れ ん け い し え ん お こ な の 関 係 機 関 と 連 携 し た 支 援 を 行 う。
い し け つ て い し え ん し ん 意思決定支援・身 上 保 護 を 重 視 し た じ ょ う け ん じ ょ う し 成年後見制度の運 せ い ね ん こ う け ん せ い じ 用 に 資 す る 支 援 体 よ う し し え ん た い 制 の 構 築 せ い こ う ち く 制 の 構 築	せ い ね ん こ う け ん せ い じ ょ う け ん じ ょ う し 成年後見制度利用促進機能 て き せ つ こ う け ん に ん こ う ほ し ゃ せ ん て い (適切な後見人候補者の選定 お こ な こ う け ん に ん よ う せ い を 行 う。後 見 人 の 養 成 や け ん し ょ う お こ な 研 修 を 行 う。)	じ ゅ に ん し ゃ ち ょ う せ い こ う け ん に ん こ う ほ し ゃ せ ん て い ・ 受 任 者 調 整 (後 見 人 候 補 者) の 選 定 を す る。 こ う け ん に ん い く せ い し え ん ・ 後 見 人 の 育 成 や 支 援 を す る。 に ち じ ょ う せ い か つ ひ り つ し え ん じ ょ う かん れ ん せ い ・ 日 常 生 活 自 立 支 援 事 業 な ど の 関 連 制 ど こ う け ん い こ う 度 か ら 後 見 へ の ス ム ー ズ な 移 行。
	こ う け ん に ん し え ん き の う 後見人支援機能 (後見人の支援に取り組む。)	こ う け ん に ん に ち じ ょ う て き も う だ ん お う ・ 後 見 人 か ら の 日 常 的 な 相 談 に 応 じ る。 せ ん も ん し ょ く き ょ う り ょ く ひ つ よ う お う か て い ・ 専 門 職 の 協 力 や 必 要 に 応 じ て 家 庭 さい ばん し ょ じ ょ う ほう き ょ う ゆ 裁 判 所 と 情 報 を 共 有 す る。

べ つ か い ち ょ う ち い き れ ん け い
別海町の地域連携ネットワーク



8 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、町民や地域の関係団体、事業所などの主体的な取り組みが不可欠です。

そのため、本計画の基本理念や基本目標、施策の取り組みなどについて、多くの町民や地域の関係団体、事業所などに知っていただき、実践していただけるよう、広報誌やホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングシステム）などを活用して、計画内容の周知・啓発に努めます。



広報別海



町ホームページ



町公式
フェイスブック



町公式
ツイッター

2 協働による推進体制

本計画は、社会福祉協議会が策定している「地域福祉実践計画」と連携しながら計画の推進を図ります。

また、施策の取り組みの主体となる、町民や地域の関係団体、事業者などとの連携・協力を行いながら、地域福祉を推進していきます。

3 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的、継続的に進めていくために、各施策に設定している、町民、地域、事業所や団体などの具体的な取り組みの実践事例を広く募集し、年度ごとに公表するとともに、中間年の令和7（2025）年度に、町民などへの意識調査により、地域福祉の進捗状況の評価を行うことで、活動の輪が町全体に広がるよう計画の推進に努めます。

また、国の福祉施策の動向や、地域の状況を把握しながら、必要な見直しを行います。



ち い き ふ く し

地域福祉トピック①

～ヘルプマーク・ヘルプカード知っていますか？～

ヘルプマークとは？

周囲の方々に援助や配慮が必要なことを知らせることができるストラップ型のマークです。



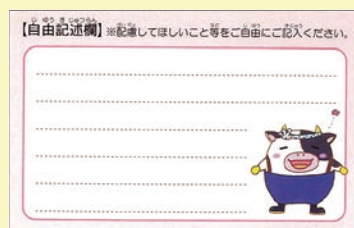
ヘルプカードとは？

障がいのある人や高齢者、妊娠中の人などの中には、自分から「困った」と伝えられない人がいます。

困った時に助けを求めると「手助けが必要な人」と「手助けができる人」を結びカードです。



(おもて)



(うら)

年 月 日作成	
ふりがな	名 前 (男・女)
性 別	
生年月日	年 月 日 血液型 型Rh + -
障がいや病気の 名称と特徴	
飲んでいる薬	
アレルギー等	
かかりつけ 機関 名: 生 治 医: 医師(科) 電話番号: 緊急連絡先	
第1 連絡先	氏 名 等: 関係(続柄): 電話番号: 自宅 - - 携帯 - - そ の 他:
第2 連絡先	氏 名 等: 関係(続柄): 電話番号: 自宅 - - 携帯 - - そ の 他:

(うちがわ)

ヘルプマーク・ヘルプカードの活用場面の一例

- ・災害が発生したとき、避難生活が必要なとき。
- ・道に迷ったとき、パニックや発作、病気のとき。
- ・日常的にちょっとした手助けがほしいとき。 などなど

配付場所

役場福祉課、西春別支所、尾岱沼支所

詳しくは

こちらから→



ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら…

困っている様子のときは、声をかけるなど、思いやりのある行動を行いましょう。多くの住民の理解が深まり、支援の輪がさらに広がりますよう、ご協力をお願いします。

町民、地域、事業所や団体のみなさまへのお願い

地域福祉計画の各施策に掲げる「具体的な取り組み」について、出来ることがありましたら、ぜひ実践してください。
実践した際は、下記の二次元コードから取り組み内容を報告くださいますようお願いいたします。

別海町地域福祉計画
取り組み実践報告フォーム



(※報告いただいた実践内容は、年度ごとに
取りまとめ町ホームページ上で公表します。)

別海町地域福祉計画（概要版）

令和4年3月発行

編集・発行 別海町役場 福祉部

〒086-0205 別海町 別海常盤町 280番地

電話 0153-75-2111

FAX 0153-75-2773